

新宿区情報公開・個人情報保護審査会条例（平成2年条例第8号）

（設置等）

第1条 新宿区情報公開条例（平成13年新宿区条例第5号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等（以下「情報公開条例等」という。）に基づく諮問のほか、情報公開条例等に基づく請求に対する決定に係る審査請求についての実施機関による諮問に応じて審査を行うため、区長の附属機関として、新宿区情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 個人情報の保護に関する法律に基づく諮問については、新宿区行政不服審査会条例（平成27年新宿区条例第50号）の規定は、適用しない。

（組織）

第2条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、情報公開制度及び個人情報保護制度について優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（招集）

第5条 審査会は、会長が招集する。

（会議）

第6条 審査会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（調査権限等）

第7条 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、実施機関に対し、審査請求のあった情報公開条例等に基づく実施機関（議会にあっては、議長）の決定に係る公文書又は個人情報（以下「関係公文書等」という。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された関係公文書等の開示を求めることができない。

2 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、実施機関に対し、関係公文書等についてその情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

3 前2項に定めるもののほか、審査会は、審査請求人、関係実施機関の職員その他の関係人（以下「審査請求人等」という。）に対し、説明を求め、又は意見書若しくは必要な資料を提出させることができる。

4 前3項に定めるもののほか、審査会は必要と認める調査をすることができる。

（意見の陳述等）

第8条 審査会は、審査請求人から申出があったときは、期日を定めて、当該審査請求人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

2 審査会は、審査請求人から申出があったときは、相当の期間を定めて、当該審査請求人に意見書又は資料を提出する機会を与えなければならない。

3 第1項の期日に審査請求人が出席せず、又は前項の期間内に意見書若しくは資料が提出されなかったときは、審査会は、当該申出に係る審査を拒否することができる。

4 第1項又は第2項の申出で審査請求人の故意又は過失により時機に遅れて行われたものについては、これにより審査会が行う答申を遅延させることとなると認めたときは、審査会は、当該申出を拒否することができる。

（提出資料の閲覧）

第9条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、第7条第2項及び第3項の規定により審査会に提出された資料又は意見書の閲覧をさせることができる。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると審査会が認めるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧については、日時、場所及び閲覧の方法その他閲覧をさせるに当たり審査会が必要と認める事項を指定することができる。

（委員による調査等）

第10条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第7条の規定による調査等の手続、第8条の規定による意見の陳述等の手続及び前条の規定による閲覧に関する手続を行わせることができる。

（応答義務）

第11条 実施機関は、第7条の規定により審査会が行う求め若しくは調査又は前条の規定により委員が行う調査があったときは、これを拒んではならない。

(審査会等の非公開)

第12条 審査会及び第10条の規定による手続は、非公開とする。

(費用弁償)

第13条 第7条第3項の規定により審査会に出席した者に対しては、その費用を弁償する。

ただし、区から給料の支給を受ける職にある者には、支給しない。

2 費用弁償の種類、額及び算定方法並びに支給方法については、新宿区議会等の求めにより出頭した者等の費用弁償に関する条例（昭和53年新宿区条例第8号）に定める参考人等の例による。

(守秘義務)

第14条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

(罰則)

第16条 第14条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。